



謹賀新年

～2025年「巳年」の新年を迎え～

理事長 水田 雅博

新年、あけましておめでとうございます。皆様には、2025年（令和7年）巳年の新しい年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から朝田教育財団の活動に対しましてご支援、ご協力を賜りまして、心からの御礼と感謝を申し上げます。

昨年は、元旦早々に石川県能登半島に大地震が発生し、9月に記録的な大雨が襲うなど二度にわたる甚大な被害を受け、今も数多くの被災者が苦難の生活を強いられています。一日も早い復興、故郷再生が実現しますよう心からご祈念いたします。そして、大きな被害をもたらす自然の力、自然生態環境の変化の大きさを実感しながらも災害のない平穏で安心して暮らすことの出来る一年でありたいと願う次第です。

同対審答申60年目を迎え

2025年は、1965年8月に同和对策審議会答申が出されて60年目を迎えます。この間、部落問題解決に向けた様々な取組と施策が講じられ、環境改善や生活状況、さらには教育格差等に一定の改善が見られました。しかし、朝田善之助初代理事長が指摘されたような「市民的権利の保障」、なかでも「就職の機会均等の権利の保障」という本質的な観点では、未だ解決したとは言えない状況にあるのも事実です。特に大学進学については、大きな格差のまま解消に至っていません。また、インターネット上の差

別やYouTubeを利用した「地域暴露」が行われるなど、部落民に対する社会意識としての差別観念が助長されている現状を見る時、やはり「部落差別の本質に係わる問題が解決されていない」結果の反映と感じざるを得ません。同和問題（部落問題）の解決が「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と言ってから60年が経過し、しかも「問題の解決は焦眉の急を要するもの」という認識があったにも関わらず、厳しい状況が残存しています。

答申の「同和对策の具体案」の中では、「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。」とされています。今日もまだ、部落問題の解決に向けた施策は求められるのです。

昨年9月の「奨学生の集い」のテーマが、「答申・措置法はなぜとれたか」（小山逸夫理事）で、今号にその報告を掲載していますので、ご参考にして頂ければと存じます。

政治的安定から「人権保障」

昨年は、秋の第50回衆議院議員選挙、兵庫県知事選挙、アメリカの大統領選挙が行われましたが、私自身も京都市山科区の選挙管理委員長として、選挙の事務、管理執行を行う立場で関わりながら、それぞれ豊かな生活を求める国民が厳しい判断を下す

結果となったと肌で感じております。

とりわけ、兵庫県知事選挙においては、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）が大きな役割を演じ、若者の政治参加を促したことも大いに注目されました。SNSの利用による「情報操作」や正確な情報の無いなかでのポピュリズムの浸透等の危うさを持つことも指摘されました。部落問題に関しても、インターネット上における「差別書込」が見られる中で、「情報」に対する正しい判断力を身につける必要があります。

当財団におきましても、若者という視点では、奨学生の皆さんにも「情報」の中の矛盾を見出し、それを克服し、正しい判断の下に自ら主体的に投票を通じた政治参加のできる「有為な存在」として活躍して頂きたいと願っています。財団は、奨学事業を中心としながらも部落問題解決に向けた研究の推進に力を注ぐことこそ重要な役割と認識しています。

また、「政治的安定」は、何よりも国民生活の安心と安定に繋がるものでないと考えています。本年の夏には、参議院選挙が実施されます。真に差別のない社会を目指し、豊かな生活が出来るような「人権保障」に向けた議論がなされることを期待しています。

木浦「共生園」を訪ねて

皆様方は、私より深くご理解をされておられます方が多いことと存じますが、京都市南区にあります高齢者入居福祉施設「故郷の家」を運営されています社会福祉法人「こころの家族」の尹基（田内基）理事長とお会いし、多くのことを学ばせて頂く機会に恵まれました。

当財団の松井珍男子顧問が、「故郷の家」創設時からご支援をされ、尹理事長と懇意な関係を築いておられ、昨年11月4日～6日に尹理事長が、前京都市長の門川大作様ご夫妻を韓国に招待をされました際にその

随行者として私をご指名頂いたのです。

「共生」を理念に、韓国と日本の懸け橋となる様々な活動を精力的に展開しておられます社会福祉法人「こころの家族」の尹理事長の拠点、木浦の児童福祉施設「共生園」をはじめ重度障害者療養施設など数々の施設を視察させて頂きました。

その中でも「尹致浩・尹鶴子記念館」「愛の家族の記念碑」などを見学させて頂き、尹理事長の母上の田内千鶴子（尹鶴子）様の過酷な運命の中にも孤児を育てられた崇高な献身の生涯に触れることが出来ました。



田内千鶴子様へ贈られた「国民が贈る希望の賞」顕彰碑の前で



「共生園」合唱団の皆さんと

尹基理事長は、「梅干しが食べたい」との母上の最後の言葉から、在日韓国高齢者が安心して暮らし、キムチを食べることが出来る環境「故郷の家」を開設されることを決意され、1989年に堺市に創設し、大阪、神戸、京都、東京と開設してこられました。

そして、「共生」を理念に、国境・民族・文化を越えて共に生きる心豊かな社会を構築することを実践される尹理事長は、韓国

と日本の良好な関係のみならず、アジア各地に21世紀型多文化共生福祉を広げることに加え、新たに若い人たちの成長にも挑戦しようとされておられます。



「木浦市民への感謝の碑」について説明される尹理事長

訪問させて頂きました木浦の「共生園」の各施設や「故郷の家」を門川夫妻と共に振り返らせて頂きながら、それぞれの施設が隅々まで清潔で美しかったこと、そして、利用者やスタッフの皆さんの明るい笑顔が強く印象に残りましたが、そこに「共生」を理念に明るくパワフルに躍動される尹基理事長の信念が浸透している表れに感じました。今後とも当財団との深いご縁を大切にして参りたいと存じます。

「朝田善之助賞」の浸透

「朝田善之助賞」の第一回目に応募いただきました5点の論文も現在、審査の段階に入っております。何れの論文も日常の研究が感じられる「力作」が寄せられています。また、第2回目の応募につきましても、応募の意向や問い合わせを頂くなど関心の高さを感じています。今年には更に第3回目の応募に向けて「朝田善之助賞」研究推進委員会で検討しているところです。是非ともご応募いただきますようお願い致します。「朝田善之助賞」は、当財団の創立目的の実現に向けて、研究活動を推進するために創設いたしました。徐々に浸透しつつあり、嬉しい限りです。また、財団に対しても高い関心を示していただいていることにも感謝しています。こうした関心に答えら

れるよう「研究の推進」にも力を入れていきたいと考えています。

若い人たちへの期待

近年の若い世代の人権意識についてですが、部落問題をはじめとする人権問題に対する理解が進んでいないことが各地の人権意識調査等で明らかになっています。背景としては、小・中学校や高校・大学における部落問題学習に課題があることが挙げられています。学習したとしても「覚えていない」という人も多く、人権学習の内容として定着していないことが考えられます。昨夏の財団の同和教育研修会で講演していただいた阿久澤麻理子先生のお話のなかにも、こうした傾向を踏まえた若者の人権意識が変容していることが明らかにされています。財団の奨学生をはじめとする若い人達には、これからの社会を担う有為な人材として、人権問題に対する正しい知識を身に付け、社会の変化に対応した人権意識を培っていただくことを期待しています。

奨学生出身者の活躍を契機に！

昨秋、京都市の教育現場で講師として頑張っていました当財団の奨学生出身者が、教員採用試験に合格したとの報告を受けました。奨学生の時から財団の各種事業に積極的に参加してくれていただけに積み重ねてくれた努力に賛辞を送りたいと存じます。財団の中心事業である奨学事業において、大きな成功事例でございます。朝田教育財団の奨学生であったという自覚を「礎」に、社会の発展に照応した能力を身につけ、子ども達の教育に額に汗して活躍してくれることと期待しております。

2025年も皆様と共に明るいニュースを共有できますように当財団の仲間皆様と精進して参ります。皆様にとりましても良き年になりますようご祈念して申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

2024年度 第1回奨学生の集い 9月8日部落問題基礎講座 「答申・特別措置法は なぜとれたか」

講師 理事 小山 逸夫

はじめに

全国水平社創立100周年の歴史を振り返るとき、「同和对策審議会答申」（1965年）と、「同和对策事業特別措置法」制定（1969年）の意義は、解放運動史上特筆すべきことです。そこで今回のテーマは、部落解放運動が政府「答申」と「特別措置法」の法律制定までの18年間の闘いは、どうした力であったかを学ぶため設定しました。

近頃の部落問題、部落差別の出版物は、部落差別の定義について、学界でも運動団体でも確立されていないなど、100年に及ぶ解放運動の歴史と伝統から逸脱した見解や主張などが見られることは、非常に残念なことです。では、「部落差別とは何か」は本当に確立していないのか？「部落差別とは何か」を明らかにせずして、「同対審」答申は出させられるのか？獲得できるか？という大きな疑問を学習会の最初に提示しました。

「同対審」答申とは

1965年8月、同和对策審議会から、当時の佐藤栄作総理大臣に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」として提出されたものです。審議会は、総会を42回、部会121回、小委員会21回開かれ、答申は、「前文」「第1部 同和問題の認識」「第2部 同和对策の経過」「第3部 同和对策の具体案」「結語」から構成。答申の「前文」と「第1部」の「1 同和問題の本

質」の部分と「特別措置法」全部を読み合わせました。

答申は、「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」と明確に述べています。

では、部落解放同盟は、どのようにしてこの「答申」を出させ、その後の「特別措置法」を成立させたのか。

戦後の運動の発展の中で、中央政府に要求する時期がきたと判断されたのが、1957（昭和32）年12月の第12回全国大会。解放同盟は中央政府に対する闘争と部落解放国策樹立請願運動を取り組み、翌年1月24日に部落解放国策樹立要請全国代表者会議を、東京四谷の主婦会館で開催。「答申」・「特別措置法」を獲得する運動の歴史的な出発点です。

この会議に出席した当時の三木武夫自民党政調会長は、「日本における封建残滓は、…部落問題はそのもっとも大きな問題である。…日本社会の恥辱であるこの問題の解決のため…」と挨拶。解放同盟は「部落問題解決のための国策樹立に関する要望書」を政府に提出、それに基づき「同和对策審議会」が結成され、4年間の調査と審議の結果、この「答申」が提出されました。

「答申」までの社会的背景

では、三木政調会長は何を「日本社会の恥辱」と言ったのか？この「要望書」を読み合わせました。

「要望書」の冒頭は、「われわれ部落民は、明治維新の改革によって、法制上

では一応、身分・職業共平民同様となったのであるが、これを裏づける市民的な権利を保障する行政的措置が何一つとして行われなかった。」

この市民的権利とは、封建社会の身分制度から脱却し、新たな民主主義の担い手となる市民の権利。この権利の保障が被差別部落民には行政的に放置されたとして「要望書」は主張します。これまでの部落の生活を改善する運動と差別を糾弾する運動を、1951年10月のオール・ロマンス差別事件でこの二つを統一した解放運動となります。部落民への差別は、行政が部落の劣悪な生活実態を放置し差別的な貧しい生活環境を残しているから差別観念が生まれていると、京都市政への差別行政反対闘争と位置付けました。

「要望書」はさらに、「維新政府は、武士の解体に当たっては、二億一千万円の秩禄公債を発行し、そのうえ開墾、授産その他の事業を行って資本主義の発達に適應する条件を保障したにもかかわらず、部落民に対しては、世襲的に従事していた皮革・履物・細工加工などの主要な職業は、政府の育成した近代的産業によって奪われた。(中略)そのうえ、納税・兵役等の義務は強制され更に年々増加する部落の過剰人口は近代的な職業を求めて、都市に転住しても、身分的な差別によって就職・就学・居住その他社交上において幾多の自由を拒まれ、これら市民的権利は何ら保障されず、せまい地域で劣悪な生活を強いられてきたのである。このような部落民の現状に対し、地方自治体は当然行わなければならない住宅・環境・生活をよくするための行政対策を怠り、差別の再生産を助長したにすぎなかった。」

武士の解体には国家予算を使ってその生活を保障したが、部落には一切の生活の保障はなし。明治政府がその成立の過程で当然に保障すべき市民的権利が今日

まで侵害されたままであることが部落差別の起因であると「要望書」で明らかにしたことで、三木政調会長発言を言わしめ、「答申」の獲得、「特別措置法」の制定へとつながりました。

市民的権利の保障、それが国の責務である

答申で一番大事なことは部落差別とは市民的権利、自由の侵害に他ならず、「就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と、部落差別の本質についての概念を、基本的な差別の概念として一定の程度受け入れ、「結語」で「国の責務である」と、部落差別に対する国の責任を認めさせたことです。

基本的人権の保障ではなく、市民的権利の保障との主張は、部落の貧しさには、部落特有の特殊性があり、明治維新時に人為的・政策的に基本的人権の基底である「市民的権利」さえも保障されなかったこと。部落の貧しさは決して卑下するものではないことが、この基礎講座で強調されました。

おわりに

オール・ロマンスの差別行政反対闘争から国策樹立請願運動までの6年、「答申」から「特別措置法」制定までの12年、計18年間の長い闘いの力を学ぶとき、部落民の日常生活要求を市民的権利の要求として組織一丸となって闘わねばならないことは確かです。

部落差別の本質である就職の機会均等の保障を運動の軸として、一切の日常要求を市民的権利の要求として、行政闘争の水準を飛躍的に高めねばならない、など実態の把握とそれに基づく要求闘争が今解放運動に求められているとの熱い思いで、会は締めくくりました。

2024年度 後期近況報告

同郷の友と語り思うこと

O.K

大学生活最後の秋がスタートし、残すところ4ヶ月ほどになり長かったような早かったような少し名残惜しい気持ちで日々の学校生活を送っている。一番大きな出来事としては、就職活動を再開したということだ。理由は、色々あるが研修を通じて私には合わないと感じ、ここで長く働くよりも新しく就職活動を再開し満足のいく答えを出す方が良いと考え思い切ってスタートした。かなりギリギリの決断で上手くいくかどうかの不安はよぎるが頑張ろうと思う。

そして、もう一つの大きな課題が、卒業論文だ。部落出身であるのも相まって卒業論文は必ず部落を扱ったテーマで書きたいと思っていた。そして、出身である強みも活かして「部落出身者が部落について考える現状」というテーマで書き進めている。この論文の調査方法としては、半構造化インタビューを採用していて、対象者は部落地域出身の同期三人である。一人はインタビューをまだしていないのだが、二人は済んでいて、おもしろい研究材料が取れたと思うと同時に久々に長く喋って小学校の時を思い出してしまい懐かしいと感じる場面もあった。この二人とは、幼稚園からの仲で、人権展のおみこしなどのイベントや人権展の発表会などにも参加していて地元の部落の活動に意欲的だった。結婚差別の話をした時に、片方は、親自身が結婚差

別にあっっていて昔からその話を聞かされておき、結婚差別に対して闘う準備は出来ていて、今の時代結婚差別をする方がおかしいという状況になってきているから結婚差別に対して怖いというイメージは無いと言っている。逆にもう一方は、結婚差別という言葉は今聞いて初めて知ったと言っていて今聞いた話だったら、もし付き合っている人が了承を出していても、その親が反対してきた時はどうにも出来ないから怖いと言っていて、同じ出身者でもこれだけ意見が分かれる知見が得られた。

一番印象に残っているのは、地元に生まれたことを後悔しているかを尋ねたところ、二人とも迷い無く、後悔はしてなくてここで生まれて良かったと言っていてすごく嬉しかった。どこに生まれようが、良い友達に出会って過ごしていくと良い経験が積み、自己肯定感を高め、良い人生を築けると思った。

(大学 総合人文学科 4回生)

新たなステップのために

Y.K

どんどん寒くなっていく中、私の生活にいくつかの大きな転機が訪れた。振り返ると、非常に充実した日々を過ごしている一方で、これからの挑戦に向けて改めて気を引き締めなければならないと思う毎日だ。

まず、11月の中旬に12年間続けてきた野球部を引退した。これまでの人生の中

で、野球というスポーツは私にとって非常に重要な存在だった。週4日間早朝から練習し、共に汗を流した仲間たちとの時間はかけがえのないものだった。引退の日は、何とも言えない感慨深さがあった。勝利の喜び以上に、一つの大きな目標を終えた達成感と、これからは別の道で努力していく覚悟が胸に湧き上がったのを覚えている。また、ここまで12年間も一つのスポーツをやり続けられたことを誇りに思う。

引退直後の11月下旬には、学園祭に全力を注いだ。私は企画責任者を務め、準備段階から当日の運営まで多忙を極めました。企画を成功させるために、他の部員と協力して準備を進めた。特に学園祭期間の4日間は、1日ごとに買い出しや、私の家で新しい看板作成など、大忙しだった。私の他に、副企画責任者を務める後輩が2名いたのだが、毎日それに付き合ってくれた。その2人は学園祭期間は家が遠いからと、私の家で寝泊まりしていた。3人で作業をして、いつの間にか寝ている。そんなしんどい4日間だった。後輩2人には感謝してもし切れないほどだ。

当日は多くの来場者が楽しんでくれた様子、当初の想定の1.5倍以上の売り上げを記録し、達成感で胸がいっぱいになった。自分の提案した企画が形になり、誰かに喜んでもらえるという経験は大変貴重で、これからの人生においても役立つ経験だと感じている。

一方、学園祭が終わった後は、来年11月に予定されている法科大学院の試験に向けて、いよいよ本格的な学習を開始した。この試験は、私が長年目指してきた

弁護士の道への第一歩となるものであり、非常に重要な試験だ。これまでの生活とは違い、野球部での活動や学園祭の準備がなくなった分、学業に集中できる時間が増えたのはありがたいことだ。しかし、試験の範囲は膨大で、覚えるべきことや難解な判例・学説が多岐にわたるため、計画的に学習を進める必要がある。

そんな試験勉強の中で特に励みになっているのが、友人たちと取り組んでいる自主ゼミの存在だ。同じ目標を持つ仲間と定期的に集まり、試験や問題集の解答を共有したり、議論を交わしたりしている。一人での勉強では理解が追いつかない部分やモチベーションが下がりそうな場面でも、仲間の存在が大きな支えとなっている。

また、その友人の中には、特に優秀で早期卒業を果たし、すでに法科大学院への進学が決まっている人もいる。彼の努力や結果を見るたびに刺激を受け、自分も負けていけないという気持ちが強くなるばかりだ。彼からはこれから必要な学びや心構えについてもアドバイスをもらうことがあり、これも大きな助けとなっている。

これからの1年は、法科大学院試験に向けての勉強が中心になることは間違いない。しかし、それだけではなく、法律家としての将来に向けてさらに視野を広げ、さまざまな経験を積んでいきたいと考えている。例えば、法律関連のインターンシップに参加したり、実務に近い知識を学ぶ機会を積極的に探したりする予定だ。また、現在の自主ゼミをさらに充実させ、仲間とともに高め合いながら学びを深めていきたいと思う。

振り返ると、ここ2、3ヵ月は私にとって非常に忙しかったものの、充実した月だった。大学生活で最も忙しかったといっても過言ではないと思う。野球の引退、学園祭、そして試験勉強の開始と、それぞれの出来事が私に新たな目標や挑戦を与えてくれた。これからも自分の成長を信じて努力を続け、まずは夢への第一ステップとして、来年の試験で良い結果を出せるよう頑張ろうと思う。

(大学 法学部 3回生)

災害復興、社会的コストと 「故郷に住む」ことを考える

H.M

1. 授業・研究、クラブ活動、ボランティア活動など

博士後期課程は2年目となるが、研究は順調に進んでおり、より高い質で仕上げられるよう日々邁進したいと思っている。

博士研究は昨年から継続して、「令和6年度能登半島地震後の学校移動」に着目した内容となっている。また、修士研究では「東日本大震災」について類似の研究を行っていたが、農山村漁村地域という共通点に着目し、比較・考察することで今後の大規模災害に備えた知見を得たいと考えている。

能登半島地震後、被害の甚大な能登6市町では15の小中学校が自校舎を使えない状態になってしまったが、約1ヶ月後の早期学校再開に際し、被災規模の小さい近隣の他校に「間借りすることになった。受験を控えていた中学3年生を中心に「集団避難」として県の宿泊可能な学

習施設に数か月生徒のみで移動するという新たな取り組みもみられた。さらに令和6年度能登豪雨により隣町への間借りをしている小中学校もあり、仮設校舎への移動、更に急速な学校統廃合案が検討される等、この10か月の間でも学校環境やその運営はめまぐるしく変化し続けている。間借り先では8校の小中高校が1つの校舎でともに学習するといった事例をはじめ、環境としては決して良い状態ではないだろうが、学校関係者や子どもたちが努力し、今現在も学校生活を創り上げている。また、市全体が被災したことをきっかけに以前は思いもよらなかった地区内全ての小学校の統合が推し進められる等、本来は丁寧に進めるべき統廃合が災害を契機に急速に進むことへの危惧もある。

このような状況があるということを踏まえて、完全復旧までの学校移動の経過を把握し、「学校という場所が複数回移動する」ことに対しての子どもたち・学校関係者への負担や、他校と同じ校舎での住み分けの実態、市町全体の復興計画と学校復興の在り方について調査・研究している。また早期に学校を再開することに対する是非についても言及していきたいと考えている。

今後、今回の震災に匹敵する災害が生じた際に学校再開への指標になることを願い、博士論文として形にしていきたいと思う。

2. 「奨学生の集い・学習会」への期待・要望など

今年の夏は研究が忙しく夏の集いに参加できなかったことを残念に思う。部落

差別について学ぶことも非常に貴重な機会であるが、財団を通じて様々な大学・学部・学科に通う奨学生に対し、社会人ドクターという特殊な立場からアドバイス等できればと考える。

3. 差別・人権

能登半島地震後、調査で被災者にヒアリングをする中で、生まれ育った地域でこれからどう生きるか選択に迫られている方がたくさん存在する。農山漁村地域では少子高齢化が加速する現状から社会的コストを課題とし、行政はコンパクトシティ化を望んでおり、いくつかの集落がなくなることは想像に容易である。文化・教育資本に簡易にアクセスできることは市街地のメリットである。一方、社会的コストのみを理由に「故郷に住み続けたい」という思いを蔑ろにすることに疑問がある。長い年月をかけて農山村の環境を維持してきた方々がいるからこそ豊かな日本の風景が紡がれてきた。彼らが地域に戻るによりそれらを守ることができることも念頭におくべきと考える。地域の集約化を進めることで、教育機会をはじめとした不均等を解消できるかもしれないが、「故郷に住む」という住まい方を奪う側面もあり、これも一つの差別ではないだろうか。

現代は交通機関も発達していることから必ずしも集落に住み続けずとも地域を維持できる可能性もある。集落近辺での自宅再建、都心部や市街地との2拠点化等、住まい方や関わり方の多様性が選択できることこそが、豊かな社会や生き方の一つであるのではないだろうか。

(大学院 博士後期課程 2年生)

「朝田善之助賞」 第3回募集について

「朝田善之助賞」募集要項

1. 趣旨

公益財団法人朝田教育財団は、部落の青少年などの教育を振興するとともに、部落問題に関する研修、啓発および研究を行い、もって部落問題の解決に寄与することを目的として1981年に設立されました。その目的達成のため、大学や大学院に在籍している学生に対する奨学事業や部落問題に関する研修、啓発及び研究事業並びに資料の収集、整備及び公開事業を実施してきました。2022年には、朝田教育財団設立40周年、朝田善之助生誕120周年及び全国水平社創立100周年の記念すべき年を迎えました。さらに2023年は、「朝田善之助記念館」（附属図書室）開設5周年になり、これを契機に「朝田善之助賞」を設けました。本財団の趣旨を理解し、部落問題解決のための研究を意欲的に推進しようとする方に対して助成事業を実施することにいたしました。本事業を通してより一層財団の研究活動が充実していくことを願っています。

2. 名称

公益財団法人 朝田教育財団「朝田善之助賞」

3. 応募対象者

研究者（在野で研究する人も含む）、大学生、大学院生、保育・幼児教育関

係者、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、総合支援学校教員など幅広い方々を対象とします。研究活動に取り組んでおられる方だけでなく、教育現場で日々創造的な教育実践に携わっておられる方も対象者としています。個人での研究だけでなく、団体やグループでの研究も対象とします。

4. 申請書

申請しようとされる方は、財団ホームページから申請様式をダウンロードし、データまたは郵送で申請してください。

5. 申請期間

本事業の実施は2023年度から5年間とします。2025年の申請については8月から11月末日までです。

6. 助成対象者及び受賞者の決定

助成対象者及び「朝田善之助賞」受賞者は当財団理事会で決定します。1年5件までとします。なお、選考に当たっては、「朝田善之助賞」の趣旨を踏まえ総合的に判断します。

7. 対象とする論文等の研究分野

研究分野については、研究テーマ・研究課題・研究成果が部落問題解決に向けた明確な展望とそのための道筋を示しうるものであって、研究テーマは、部落の生活、仕事、教育、福祉、街づくり、歴史など部落問題解決へのアプローチとします。

8. 助成対象者の決定

助成対象者は2026年1月に決定し、決定後速やかに申請者に通知します。

また、助成対象者には、決定時に研

究を行うための助成金として、各個人または団体（グループ）に5万円を支給します。

9. 「朝田善之助賞」

助成対象者は2026年11月までに研究成果をまとめ研究報告書を提出していただきます。提出いただいた研究報告書をもとに「朝田善之助賞」を2027年3月に決定し、決定後速やかに各対象者に通知します。決定対象者には、「朝田善之助賞」を授与し、賞金として、各個人には1件につき10万円、団体（グループ）には1件につき30万円を支給します。特に優れた研究内容と認められる場合は最大50万円まで支給します。

10. 研究報告会

「朝田善之助賞」受賞者は、2027年7月開催予定の研究報告会で研究概要を報告していただきます。

なお、提出していただいたそれぞれの研究報告書を財団で研究報告集としてまとめ刊行します。



2024年度 人権資料・展示 全国ネットワーク 第29回総会に参加して

理事 山崎 孝

「人権資料・展示 全国ネットワーク」とは、差別撤廃と人権の確立のため研究、教育、啓発に寄与し相互交流を行うことを目的に、人権に関する資料を収集保管・調査研究・展示公開を行う博物館、資料館人権センター、研究所で1996年7月に結成されたネットワークです。2023年10月現在、30の団体が加盟しています。

当財団は、2022年度に加盟しました。今年の総会は2024年10月10日（木）～11日（金）の日程で開催されました。1日目の総会に参加してきました。総会は、草津市大路二丁目1番35号キラリエ草津（市民総合交流センター）で行われました。当日の参加者は北海道から九州大分まで21団体、総会後の交流会を含めて31名の参加がありました。初めての参加だったので、どのような方々が参加されるのかわかりませんでしたでしたがそんな中で参加してきました。

総会では、代表挨拶、萱野志朗（萱野茂二風谷アイヌ資料館館長）、開催館挨拶、一浦暁美（草津市立人権センター所長）で始まりました。事務局からの報告及び協議では、2023年度事業報告、決算報告、2024年度事業提案、予算提案がされ参加者全員、満場一致で承認されました。

次に新規加盟団体の当財団が短い時間でしたが、財団の紹介をしました。内容は、朝田善之助部落解放同盟元執行委員長が1981年4月に部落の子弟の教育振興

のため私財を提供し、財団法人朝田教育財団を設立した。2013年に公益財団法人に認定され、2018年京都市左京区浄土寺に公益財団法人朝田善之助記念館・付属図書室が事務局としての機能を持った建物として建設されたことなどを報告しました。

また、財団の運営に当たっては、公的資金を一切受けず賛助金・寄付金で運営していることを強調しました。

この後、加盟館・施設から報告がありました。京都部落問題研究資料センターからテーマ「京都部落問題研究センターの“推し”と新しい取組」、水平社博物館からテーマ「展示室リニューアルと新規事業について」、最後に福岡県人権研究所からテーマ「絵本『いちごの花』実践事例集、出版物紹介」の報告がありました。

休憩をはさんで、基調講演「滋賀県の歴史の中で忘れられていた大切なこと～天保一揆そして滋賀県水平社～」をテーマに郷土史家武田一夫先生から講演がありました。

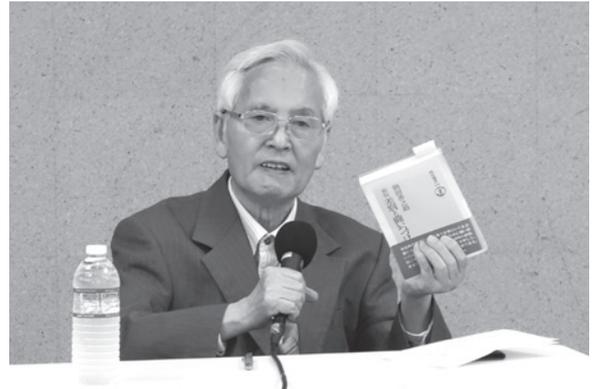
最後に、市民総合センター内にある草津市立人権センター施設のライブラリーが紹介され見学をしました。事務局から来年度第30回総会は、三重県で開催されることが報告され帰路に着きました。

畏友・同志 大賀正行さんの ご逝去を悼む

財団顧問 松井 珍男子

私の尊敬してやまない大阪の大賀正行さんが2024年4月15日に淀川キリスト教病院で「多臓器不全」で帰らぬ人となりました。享年87歳でその生涯を閉じられました。その大賀さんを偲ぶ会が2024年10月5日に日の出部落のすぐ近くの「大阪コロナホテル」で開かれました。わが財団から竹口事務局長と私の二人で参加させていただきました。この会は部落解放同盟大阪府連合会日の出支部、部落解放・人権研究所、大阪府人権協会などの皆様の呼びかけで開かれたものです。400名を超える大勢の参加者であり、全国の部落解放同盟の仲間の皆さんや大阪の「人権問題」に関わりのある皆様、私にとっては久しぶりにお会いできた懐かしい昔の同志の方々にもお会いすることが出来ました。

私が大賀さんに初めてお会いしたのは1960年前後であったと記憶しています。日の出部落から立命館大学で学んでいた北井浩一さんに紹介されたのです。北井さんは「立命館大学部落問題研究会」の仲間であり、朝田委員長の旧屋2階での「朝田学校」にもよく参加されていました。その北井さんから「日の出部落」で同盟支部を結成するために若者たちが活動を始めていると聞きました。そこで朝



2019年7月、「朝田善之助の人となり語る」研修会で、朝田善之助の著書「差別と闘いつづけて」を手に熱く語られる大賀正行さん

田委員長から「君たち学生で日の出にオルグに入れ」と命を受けて「学生同盟」と言われていた田中部落での下宿生活をしてきた仲間たちで日の出部落に出かけたのでした。この日の出部落では北井浩一さん・大賀正行さん・上田卓三さん・向井正さん・山中多美男さんなど若い活動家とお会いすることが出来ました。日の出支部は1960年に結成されたと記録されていますが、あの仲間たちが立ち上がって結成されたのでした。大賀さんは当時「大阪市立大学」の学生であり、あの有名な市大の学生さんとして仲間のみんなから一目置かれる存在でした。市大文学部で学ばれる秀才らしく早くから「理論家」としての面目が体から溢れている感じを持っていました。

時がたち私は京都市役所の行政マンとして運動から離れていましたが、大賀さんとは年賀状の交換など生涯を通じて厚誼を賜ってまいりました。後年、私が朝田教育財団理事長の任務に就いていたころには、財団主催の「記念事業」には必ず参加してくれていました。1992年7月

には「水平社70周年と今後の部落解放運動」と題してご講演をしていただきました。

更に2019年7月には「朝田善之助の人となり語る」研修会の「語り手」の一人として参加していただきました。

大賀さんから、「私と朝田さんの出会いは、第1回部落解放全国青年集会在香川県の小豆島であった時です、講師として朝田さんが来られた。私と朝田さんとは35歳違います。だから青年集会の時は、私は20歳、朝田さんは55歳、雲の上というより、雲の上のもう一つ上のような感じでした。」

「その年の8月に、私の部落で差別事件が起こるのです。『町名地番変更事件』です。隣の町から、ウチの村と一緒に地名になるのは嫌だと言って。それで私たちは糾弾闘争に立ち上がるのです。」

「朝田さんは、差別は単なる観念ではないその観念を支えている実態がある。その実態を残しているのはだれか、と。行政の責任であるという、こういう風に運動を持って行ったら発展するのだということを朝田学校で勉強していたからピタッとあったわけです。それでこの行政闘争を大阪でパーッとやろうやないかと言って北井、私と、西岡と上田がリーダーになって大阪の解放運動を大きくしてきました。」

「朝田さんは戦後の部落解放運動をどう発展させるか、その中で幹部・活動家をどう育てるかの一念で人生をかけてきたと思います。」「お陰で私の人生もそうだし、全国の運動も大阪の運動も大きくなった。そして朝田さんの一番大きな成

果は同対審答申を勝ち取ったことです。」

「今、解放運動が展望を失いつつあります、朝田学校で学んだ者がもう一遍朝田さんのことを思い出して、朝田さんがそうであったように、肩書じゃなしに本当のオルガナイザーとはなんであるかを学びなおして大衆運動を立て直さないかん。」と語っておられました。

そして「おっちゃんからはいろいろと教えられ御恩のある方である。」といつも朝田委員長を尊敬する言葉をいただきました。

大賀さんは生涯を解放運動一筋に頑張られた畏友でした。大阪における解放運動の中心軸で頑張られ、あの「維新」による解放運動への弾圧にもいささかも動じることなく闘いを続けられてきました。大阪のみでなく全国の解放運動を鼓舞され、「第三期の部落解放運動の提唱者」としての役割を果たされ続けられました。大賀さんのこのご功績は部落解放運動史に大きく記録されることでしょう。

私より一歳上の兄貴ですが器の大きい誠に立派な畏友でした。大賀さんの年賀状はいつも示唆多き一文がつづられていました。2020年の賀状の最後には「ベートーベン第9交響曲『合唱』を高らかに歌おう。今の世界が仮借なく分け隔てていたものを結びつけ、すべての人間が兄弟姉妹となる」と結ばれていました。大賀さんの霊安かれとお祈りいたします。

合掌

部落解放研究 第57回全国集会に参加して

理事 竹口 等

標記集会が2024年11月19日・20日に神戸市国際展示場コンベンションホール他で開催された。集会2日目第1分科会で内田龍史関西大学教授から報告のあった「尼崎市国勢調査データを活用した部落差別（同和問題）等に関する実態調査」について、概要を寄稿する。

内田さんは、1993年の総務庁調査で明らかになった全国同和地区の実態調査を紹介した上で、「特別措置法」に基づく同和对策事業が期限切れとなった2002年以降、同和地区の生活実態調査がほとんど行われなくなったこと。その状況の中で、研究者等の個別調査に基づく事例研究や国勢調査を用いた実態把握によって同和地区の人口減（流出入）や低学力傾向などの生活課題が明らかになっていること。

ただ、それらは同和地区と当該自治体全体の数値の比較にとどまることが多く、そこからは格差の解消傾向が見られるものの、個々の同和地区の多様性が捨象されたり、同和向け公営住宅と一般公営住宅の特徴との類似性との分析という実態把握の課題があること。そこで、国勢調査の個票データを用いて尼崎市の五つの部落の個々の分析とその周辺地域（部落を除く小学校区）との比較から明らかになった内容の報告があった。

1. まず、尼崎市にある六つの部落全体と市民全体とを比較した場合、
①住宅の所有関係では部落の方が公営

借家の割合が高いこと

- ②人口等の動向では、市に比べ人口減少傾向が続いていること
- ③最終学歴は30歳以降の格差が是正されてきていること
- ④失業率では部落やや高く、10歳代の格差が大きいこと
- ⑤就業上の地位（正規・非正規雇用）では性別間ではわずかの格差しか見られないが、20歳代を除けばどの年代でも非正規割合が部落が高い結果となった。

2. 五つの部落をそれぞれ比較したことから、上記①から⑤において、ずいぶん差異があることも判明し、部落の生活実態の多様性を確認できた。

3. さらに小学校区内にある部落と部落以外の周辺地区住民との比較では、調査結果の特徴は文末に掲載したようになった。【表4-1】

例えば①C地区以外の5地区と周辺地区との比較では、高齢者人口割合の高さや年少人口割合の低さ、さらに公営借家割合の高さといった特徴が見られたが、C地区では真逆の傾向が見られた。

- ②しかし、最終学歴比較では、全地区に共通して見られる特徴となった。
- ③また、A地区やF地区では、尼崎市全体と比較すると高学歴傾向となっていることから、一見社会経済的地

位に関してはすでに課題が克服されているように見えるが、表4-1に見るように周辺地区との比較ではA地区とF地区においても、従来から指摘されてきた低学力傾向の課題が克服されていないことが明らかになった。

4. 以上のことから、内田さんは、結果のまとめと若干の考察として、次の点を指摘された。

- ①従来型の相互の全体比較の生活実態調査では見えてこない周辺地域との相対的低位性を確認することができた。
- ②その困難性は、公営住宅要因ではなく部落問題要因といえること。
- ③それは妻木進吾龍谷大学准教授の「貧困・社会的排除の地位的顕現—再不安定化する都市部落」(2011『社会学評論』62巻4号：489-503)で示された地域社会において貧困が地域的に集積している「履歴効果」によるとの考察、
- ④さらに西田芳正大阪公立大学教授の「『地元』の世界とその文化—日本社会で『近隣効果』を考える」(2022『日

本都市社会学会年報』40号：8-24)や、川野英二大阪公立大学教授の「大阪の都市セグリゲーションと近隣効果—社会解体と集合的効力の検討」(2024岸政彦共編『岩波講座2社会学都市・地域』81-114)で示された個人の属性とは別に近隣の特徴が個人に影響を与える「近隣効果」によるとの考察等からして、

- ⑤部落差別をはじめとする地域社会特有の要因がこれらの結果に影響を与えていると考えられること。
- ⑥さらには奥田均近畿大学名誉教授による部落の土地を忌避する差別意識や、差別の結果としての経済力の脆弱性などが、結果として部落の土地価格が相対的に低位なものへと導かれていく必然性=土地差別問題も現状に影響を与えている等の若干の考察を示された。
- ⑦最後に部落問題解決の方向を見据えるためには、実態調査や意識調査に基づく実態把握が不可欠であり、各地の調査を進める必要性があると報告を結ばれた。

表4-1 周辺地域と比較しての対象地区の特徴

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
①住宅の所有関係	-	公営の借家割合が高い	持ち家割合が高い	公営の借家割合が高い	公営の借家割合が顕著に高い	-
②高齢老人人口割合	やや高い	-	低く、年少人口割合が高い	-	高い	やや高い
③最終学歴	やや低い	低い	低い	低い	顕著に低い	顕著に低い
④失業率	男性でやや低い	高い	女性でやや高い	男性でやや高い	高く、若年層で顕著に高い	やや高い
⑤正規の職員・従業員割合	男性でやや低い	女性でやや低い	低く、特に女性で低い	-	低い	低い

第75回 全国人権・同和教育 研究集会に参加して

財団事務局員 鍵村 信夫

全国人権・同和教育研究大会（全人教）は、1953（昭和28）年に結成された全国同和教育協議会（全同教）を受け継ぎ、昨年70年を迎えた歴史のある人権・同和教育の大会です。

私は日ごろ部落問題を勉強している当財団関係者の4名で、昨年（2024年）の11月30日、12月1日の2日間の日程で熊本県熊本市を中心に鹿児島県・福岡県において開催された第75回の大会に参加しました。

私たち4名は、熊本県八代市で開かれた第1分科会〈人権確立をめざす教育の創造〉の第1分散会に参加しました。

この分散会では熊本・佐賀・徳島・大阪の1保育園と3小学校の取り組みの4本の報告がありました。徳島の保育園の取り組みは「『大切にしよう』とする心を育てていく」、佐賀の小学校は「わたしをはっとさせるAさんのことば『～せねばならない』にとらわれないことの大切さ」、熊本の小学校は「シュウくんの小ちょうが、大ちょうのかわりをするのがすごいとおもいました」、そして大阪（東大阪）の小学校は「みつめる みとめる ふみだす ～どんなことでも話せるなかま～」というタイトルで報告がありました。

各報告では、就学前幼児の行動、障害を持つ兄がいる妹、友達となじめず不登校、部落・外国人をルーツに持つ子、それぞれに課題を抱えている子どもたちに寄り添って、その課題を克服し、差別さ

れることもおかしい、差別することもおかしいことだと子どもたちに教え、理解させる取り組み、そしてその中で教師自身も気づいていくという報告がありました。

それぞれ報告発表を聴いて、「差別することはダメだ、差別をなくしていこう」とする先生方の真摯な取り組みに、頭の下がる思いでいっぱいでした。

しかし少し残念に思ったことは、これらの報告から、その課題を抱える子どもたちが、部落の子どもたちなのか、そうでないのかがわからなかったことです。また今大会の87本の取組報告中、タイトルで「部落、同和」の言葉を使っている報告が6本に留まり、報告内容を聴いてみないと部落問題に関わるものなのか、それ以外なのかがわからないことです。

こんにちの取り組みにおいて、その子どもたちが部落であるかどうかは関係ないのか、それともそのいわゆるルーツを明かすことに配慮しての報告なのか、4本の報告の中で一つの小学校の「部落にルーツを持つ子どもと外国にルーツを持つ子ども、そして部落ではないが、部落（同和地区）に住んでいる子ども」以外はわかりにくかったです。

この全人教の出発点である、おおよそ70年前の「（部落）差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」という趣旨からすると、これらの報告が部落差別に目を向けた取り組みなのかということに疑問が残りました。

2日目の総括質疑の際、私に発言の機会が与えられたので、差別についての捉え方に関して発言をしました。2日間の報告や質疑のなかで、差別をしない、されないという意識に着目した報告であったので、私自身の話をしました。「自分は京都の部落の出身で、今も住まっています。私の地域は小学校区全体が部落

で通っていた小学校もほぼ部落の子どもたちであった。中学校は、私が通っていた小学校と周辺の二つの小学校が一つの中学校に通うことになっていた。周辺の2校の子どもたちの中には、その公立中学に進学せずに私立中学を受験し合格すればそちらに入学していた。このことを差別と見ますか?、「部落を含む中学校には、通わせたくないと思うことも差別ではないのかと思います。」と発言しました。

京都では不動産の広告をみると「〇〇学区」という表示をよく目にします。これは京都市内の中心部で、経済力の豊かな家庭の子どもたちが通う学区で、そこへはやはり学力的な面や学校生活の面で安心して通わせるという意識が背景にあります。それに対して、家庭の経済力が弱く、学力的な面や学校生活の面に対して不安を感じて、部落を校区に持つ中学には通わせたくないという意識もまた差別じゃないかと思うのと同時にそういう状態にしている教育行政もまた差別だと思っています。

私たちが月に1回集まり部落問題を学習している中でわかったことは、地区外の子どもたちが問題なく小学校に通っている頃、部落の子どもたちは長欠・不就学が多く、また高校進学率でも地区外の生徒と比べると格差があったが、同和施策の取り組みで高校進学率が地区外の生徒と同じようになった。けれど今でも大学進学において一般の進学率の半分ほどしか部落の進学率がないという格差が現れてきている、部落は遅れて改善されてきている」、このような現実の格差を差別と捉えないと、差別をする・されるという側面だけで見ていると差別が見えにくくなってくるように思います。

朝田善之助に関わる方と出会いました

今回の熊本での大会に熊本市にお住まいのIさんとお会いして、いろいろなお話をさせていただきました。

お会いさせていただくことになったのは、Iさんから当財団にお電話をいただき、「むかし京都で大学生活を送っていた頃、朝田委員長と3,4回お会いすることがあった、部落差別のことを勉強させてもらった。最近インターネット上の古本店で朝田善之助全記録55巻が出ていることを知り、その古本店のサイトで買い集めたけれど、揃わない巻があり、朝田教育財団で抜けている巻が手に入らないか」というものでした。8

巻が揃わないということで、その巻をお送りさせていただいたことがきっかけでお電話でのやり取りが始まりました。

Iさんと何度か電話でのやり取りをする中で、熊本で開催される今回の全国人権・同和教育研究大会に財団の関係者が参加することをお知らせしたところ、熊本まで来られるのなら夕食をご一緒にしたいので、是非ともお会いしたいという運びになり、1日目の夕食に共にしてお話をさせていただきました。

その中で京都の大学時代の話や狭山まで行って調査したこと、またいろんな方のお名前がでてきて、鍵村はお名前をしか知らない方ですが、その人たちのことをお話を下さり、楽しい時間が過ごせたと喜んでいただき、「今日初めてお会いするのに、旧来の友と語っているようだ」とおっしゃっていただきました。

朝田委員長の考えを導きの灯として受け継いでくれている朝田教育財団があることがうれしく、大切に受け継いでいってほしいともおっしゃっていました。

朝田教育財団 奨学生 2025年度募集

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田善之助（元・部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。公益目的の奨学事業として、部落問題の解決に寄与する意志を有する学生などに、高等教育の就学を支援しています。

募集対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準じる奨学生（短期大学、高等専門学校生など）
奨学金の額	<p>次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 月額50,000円（年額600,000円） 2. 月額80,000円（年額960,000円） <p>ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。</p>
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6ヶ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
応募資格	<p>部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人高等専門学校4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長（または学部長、専攻学科長、指導教授）、 高等学校の学校長もしくは朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙またはそれに準じた様式） <p>このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。</p>
参考図書	『新版差別と闘いつづけて』朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	<p style="text-align: center;">2025年4月末日</p> <p>なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けることがあります。詳細はお問い合わせください。</p>
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（5月中下旬ごろ）
採用通知	2025年6月（予定）

奨学金の一部返還免除制度を実施しています。

朝田教育財団は、2021年財団設立40周年、2022年は、財団創立者であり初代理事長朝田善之助生誕120周年を迎えました。また、2022年は全国水平社創立100周年の記念すべき年でもありました。

朝田教育財団は記念イベント等の「2022年周年事業」を実施いたしました。その一環として「新たな奨学事業」として、「奨学金一部返還免除制度」を導入しました。

近年、非正規雇用の増大などで卒業後の雇用・収入は不安定となり、学生を取り巻く環境は厳しいものとなっています。高等教育費を補充する奨学金への社会的要望が増加しているにもかかわらず、貸与奨学金の返済額が過多になり、卒業後の生活不安が大きな課題となっています。

こうした社会環境の中で朝田教育財団は、一部給付制を実現するものとして、返還免除制度を実施することにしました。就学・学習意欲を高め、資格取得等就労へと結びつくような免除規定としています。これにより有為な人材を育てることを目的とする当財団の奨学事業を活性化したいと考えています。

奨学金免除基準と免除額

1 5段階制

GPA成績評価での一部免除

(4段階制GPAは5段階制に換算する。)

小数点2位以下は四捨五入する。)

- ①各学年のGPAが、2.3以上の場合、その学年で貸与した月額奨学金から**各月2万円**を免除する。
- ②GPAが、2.3に満たなかった学年成績があったとしても、4年間の総合評価で2.3

以上になった場合は、該当しなかった学年の貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

以上により大学4年間で96万円の返還免除が受けられることとなります。

2 資格取得等による一部免除

(1)資格取得による一部免除

所定の大学等を卒業または指定科目を履修することで得られる受験資格によって、次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月2万円**を免除する。

医師・歯科医師・薬剤師・社会福祉士・看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・臨床工学技士・臨床心理士・管理栄養士・司法試験・税理士・公認会計士・弁理士など。

(2)単位履修資格による一部免除

指定された大学等で所定の単位を履修すれば、卒業時に得られる次のような資格を得た場合、貸与月額奨学金から**各月1万円**を免除する。

教員免許・栄養士・保育士・学芸員・測量士補・介護福祉士など。

(3)就職による一部免除

前項(2)で取得した資格を用いて、就職した場合は、貸与月額奨学金からさらに**各月1万円**を免除する。

(4)上記に記載した以外の資格については理事会にて審議する。

3 最大免除額

各人の最大免除額は月額4万円を限度とする。

朝田教育財団「賛助金」ご協力のお願い

法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する。
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

公益目的事業

- (1) **奨学事業**
部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。
【奨学金の貸与、奨学生の学習会】
- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業**
市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。
【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】
- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備事業**
朝田 善之助より寄贈された資料（約5万点）を公開しています。現在資料データベースを作成中です。
【資料目録の作成】

朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨、目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額
法人 1口 50,000円

★個人の口数は、なるべく2口以上のご協力をお願いいたします。

★法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。

★朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

送金方法

ゆうちょ銀行[郵便局]（金融機関コード9900）
郵便振替口座

記号番号 00930-1-241561

〇九九店[ゼロキュウキュウ]（店番099）

当座預金 口座番号 0241561

加入者名 朝田教育財団

京都銀行（金融機関コード0158）

銀閣寺支店（店番141）

普通預金 口座番号 3221067

口座名義 (ザイ)アサダキョウウイクザイダン

寄附者への広報・案内

- ★広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★朝田教育財団主催『同和教育研修会』の案内
- ★朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供など

継続的にご支援ください

継続的にご支援いただく際は、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込み（通常貯金から振替口座へ送金）のご利用が便利です。

「自動払込利用申込書」をご提出ののち、所定の期日（1月、7月）に、一定の金額（申し込み時に登録された金額）を自動的に送金できます。払込み手数料は不要です（当法人が負担します）。当法人事務局へご連絡くださいましたら、寄附金の額を容易に変更でき、払込みも停止できます。寄附金は「税額控除」が適用されます。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>

E-mail Address office@asada.or.jp

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789